

# オミクロン株の特性に即した感染対策による活動回復に向けた緊急要望

2022年2月17日  
日本商工会議所

現在、オミクロン株による感染拡大に伴う「まん延防止等重点措置」が36都道府県で発令されている。「まん延防止等重点措置」に伴う活動制約とアナウンスメント効果は大きく、地域経済を支える中小企業経営等への影響は極めて甚大である。各地域では、濃厚接触者待機に伴う人手不足による工場停止等によるサプライチェーンへの影響や、活動制約業種においては売上蒸発により年度末を迎えて納税や資金繰りに苦慮する声も寄せられている。これら困窮する事業者に対する迅速な支援が必要である。政府には、令和3年度補正予算に続き、令和4年度予算案を早期成立させ、スピード感をもって各種支援を実行されたい。全国515商工会議所は全力で中小企業・小規模事業者を支えてまいる所存である。

足元の感染拡大に対しては、国を挙げて3回目のワクチン追加接種を推進するとともに、オミクロン株の特性に即した感染対策に適宜柔軟に進化させ、基本的な感染対策の徹底とあわせて、社会経済活動を最大限止めずに回していく出口戦略が極めて重要である。過去2年間の知見を活かし、これまでの政策効果検証とエビデンスに基づき、以下の対策の適切な実施により、現在発令中の「まん延防止等重点措置」の早期解除を目指すとともに、今後、新たな変異株の出現による感染急拡大にも耐え得る、非常時にも柔軟に対処可能なレジリエントな体制整備に万全を期していただきたい。

## I. オミクロン株の特性に即した感染対策の実施

### 1. 感染抑制に向けた、国を挙げたワクチン追加接種の一層の加速化

ワクチン接種は、感染予防と重症化予防効果があり、感染防止と社会経済活動を高次元で両立するための最大のBCP対策である。政府は、ワクチン追加接種の必要性と効果、交互接種の安全性、ワクチン供給スケジュール等を分かりやすく情報発信し、国を挙げて早期接種を広く呼び掛け、ワクチン追加接種の一層の加速化を図られたい。リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する者、エッセンシャルワーカー等を優先した接種が急務である。商工会議所としても、職域接種のほか、自治体とも協働して接種の加速化を後押しする。

また、国産ワクチン開発と供給は、経済安全保障の観点から極めて重要であり、事業者の開発や治験等への支援強化と承認審査を迅速化し、早期承認と実用化を図られたい。

### 2. 医療ひっ迫防止のため、地域医療・診療体制整備や治療薬の安定供給等への支援強化

医療ひっ迫を防ぐため、オミクロン株の特性に即し、病床を中等症・重症者、高齢者や基礎疾患を有する者に重点化し、原則、無症状者や軽症者は自宅や宿泊療養施設での療養を基本とする体制とすべきである。このため、オンライン診療を最大限活用できる環境を整備し、かかりつけ医等が初期段階の治療から必要に応じた入院対応や治療薬の早期投与が可能となる地域医療・診療体制整備への支援強化を図られたい。また、オンライン診療可能な環境下でない者も確実に医療が受けることができる診療体制もあわせて重要である。こうした非常時における地域医療・診療体制を支える医療人材の広域的な確保など、医療提供体制のさらなる強化のため、自治体や医療機関等への財政的支援を講じる必要がある。

また、早期治療で重症化予防を図るためには、治療薬の積極活用が欠かせない。治療薬の安定供給と医療機関や薬局への適切な配分によって適宜早期投与を可能とする環境整備を図られたい。あわせて、新しい治療薬についても早期承認と供給を急がれたい。

感染抑制には、有症状者が医療にアクセスしやすい環境が必要であり、発熱外来の設置支援の拡充も図られたい。また、各地の無料検査場等における検査能力を最大限発揮するため、抗原検査キット等の増産・確保・供給体制の強化が急務である。

自宅療養等を基本とする地域診療体制の円滑な運用には、保健所の機能強化が不可欠であるが、入院調整等の業務で負担は限界にある。保健所の機能強化を支援するとともに、民間アウトソーシングなど業務効率化や負担の最小化への取組みを後押しされたい。あわせて、在宅医療に注力する診療所など医療機関の協力が得られるように取り図られたい。

### **3. 社会経済活動維持に向けた、濃厚接触者の待機期間の短縮、各種制限の緩和等**

感染力の強いオミクロン株に伴う新規感染者の窮状と、これに伴う広範囲かつ長期間の濃厚接触者の待機により、社会経済活動の維持に大きな障害が生じている。オミクロン株の特性に合わせた感染対策への移行が急がれる。このため、以下の対策を講じられたい。

#### **(1) 濃厚接触者の待機期間の短縮**

濃厚接触者については、エッセンシャルワーカーは、最終接触日から4日目と5日目の抗原検査キットを用いた2回の検査で陰性の場合、5日目から待機解除が可能であり、これを国民にも適用すべきである。諸外国の対策やエビデンスに基づき、さらなる短縮も検討されたい。このため、抗原検査キットの安定供給が必要である。また、感染者の療養期間や退院基準についてもエビデンスに基づき、さらなる短縮と緩和を講じられたい。

#### **(2) オミクロン株に即したワクチン・検査パッケージの活用と各種制限の規制緩和**

感染拡大下においても社会経済活動を回していけるよう、オミクロン株に即して、ワクチン・検査パッケージを進化させて、その活用を推進すべきである。欧州では、ワクチン接種証明書の有効期限を最初の接種から270日（更新する場合は追加接種が必要）とし、各国の運用に任せる方針であるが、全数検査に限界がある中、ワクチン接種証明書の有効活用が必要である。諸外国の感染対策を参考に、ワクチン・検査パッケージ等を活用し、エビデンスに基づいて、飲食、イベント、旅行などの各種行動制限の緩和を図られたい。

#### **(3) 中小企業等の感染症BCP整備への支援の拡充**

オミクロン株の感染拡大に伴う濃厚接触者の待機により、中小企業等においても、事業運営に支障が発生している。自らの業務継続のために感染症BCPを意識し、テレワーク導入等も進めていく必要に迫られている。中小企業等の感染症BCPの策定・整備およびその実行に係る事業者支援を拡充されたい。

### **4. 今後の変異株出現も見据えたコロナ対策に関する法整備**

#### **(1) 非常時対応強化に向けた、感染症法改正の検討**

次なる変異株にも備え、医療機関への重大感染症用病床の確保など、非常時における国や自治体の権限を強化する感染症法改正の議論は早急に進めるべきである。

#### **(2) ワクチン接種、治療薬普及、医療体制拡充を前提とした感染症法上の分類の見直し (5類相当の分類の中への新型コロナウイルスの特別措置の創設)**

感染拡大時の病床確保や地域医療連携を円滑に進められるようワクチン接種、治療薬普及、医療体制拡充を前提に、エビデンスに基づき、新型コロナの感染症法上の分類見直し等の議論を進めるべきである。例えば、検査・医療費の公費負担等、新型コロナに特化した5類相当の分類の中に新たな特別措置を設けることなども検討されたい。

## Ⅱ. コロナ禍克服に向けた事業者への支援強化

### 1. 困窮する事業者への迅速な支援（協力金・支援金、資金繰り支援等）

特に困窮する中小企業への協力金・支援金の手続き簡素化等による支給の迅速化を図るとともに、事業者の実情に合わせた最大限の資金繰り支援（新型コロナ特別貸付、返済猶予、既往債務の条件変更等の柔軟な対応、新規融資、資本金劣後ローン、納税猶予に係る延滞税の免除、納税資金に係る融資等）に万全を期されたい。

「まん延防止等重点措置」が広範囲で発令される中、営業時間短縮等に伴う飲食業への支援の継続とともに、特に影響の大きい宿泊業や取引事業者等への事業継続支援の拡充が必要である。また、雇用調整助成金の特例措置の4月以降の延長を早期に決定されたい。

### 2. 事業者の収益力改善等への取組み支援と環境整備

コロナ禍からの再起を図る中小企業の収益力改善・再生・再チャレンジを推進するとともに、ビジネスモデル転換や生産性向上に資する事業再構築補助金・生産性革命推進事業のさらなる活用、創業スタートアップ・事業承継・M&A等に対する幅広い支援などを推進していく必要がある。また、これら中小企業の自己変革への挑戦を後押しする高度伴走型支援人材の育成・派遣等の支援体制の強化を図られたい。

さらに、中小企業が創造した付加価値を適正に価格転嫁できる環境整備に向け、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大と、宣言内容の実行状況のフォローアップ等の実効性向上に努めるとともに、「転嫁円滑化施策パッケージ」についても実効性ある強力な推進が必要である。

### 3. 需要・消費喚起による売上確保支援

感染状況を踏まえて、オミクロン株の特性に即したワクチン・検査パッケージ等を活用したG・O・T・Oトラベル事業の早期再開と、インバウンド本格回復までの十分な事業期間を確保し、活動制約を受けている中小企業の売上確保を継続的かつ強力的に支援されたい。あわせて、G・O・T・Oイート事業の拡充および事業期間の延長、地方創生臨時交付金の拡充による飲食店等の売上確保支援を強化すべきである。

また、自治体の域内需要喚起策を後押しするため、地方創生臨時交付金の拡充とともに、出張、商談会等の法人需要や関係人口拡大など、国内観光に繋がる人流の活性化対策も大胆に講じられたい。

## Ⅲ. ポストコロナを見据えた国際往来の回復

### 1. 国家戦略としての水際対策の緩和

#### （1）強度の高い水際対策のわが国の社会経済に与える影響

海外との往来の途絶により、外国人材が入国できないことによる人手不足の影響が様々なビジネスの現場や企業活動で広がっている。ポストコロナを見据え、各国がグローバルな経済活動を再開する中で、コロナ鎖国の解消は、一刻の猶予も許されない状況にある。

ポストコロナに向けて、デジタル化や脱炭素などグローバルな経営環境が激変する中、わが国の産業が生き残り、さらに高度化していくためには、研究開発を担う優秀な高度人材をはじめ、特定技能者や技能実習生等の外国人材を呼び込むことが不可欠である。特に少子化が進む中、外国人材を活用したダイバーシティ経営を推し進めることが重要となる。

外国人材を確保していくためには、国際的に魅力ある生活およびビジネス環境を整備・提供していかなければならないが、現在、将来の日本をソフト面から支える留学生に対しても厳しい入国制限が課せられており、日本離れの動きが加速することを懸念している。

## **(2) オミクロン株対応の水際対策の緩和**

世界保健機関（WHO）から、新型コロナウイルスの渡航規制について、経済的・社会的な負担を強いるだけであり、撤廃または緩和するよう加盟国宛の勧告を出しており、これを受け、諸外国では、水際対策の緩和を通じた国際往来の回復への動きが加速している。

一方、他の主要国と比べ、わが国の水際対策は規制の厳しさが際立っている。感染拡大防止の観点から、新たな変異株の国内流入を防止し、変異株への対応の時間を稼ぐための緊急避難的な水際措置は、実効性のある重要な措置であるが、国内において、オミクロン株が主流となった今、オミクロン株の流入防止を目的とした水際対策の緩和が急務である。

今後の水際対策については、感染拡大防止と社会経済活動の両立、わが国経済や産業等を支える人材の確保のため、各国の入国管理の動向を踏まえ、新たな変異株にも対応可能な体制を整備し、国家戦略として入国管理の緩和を図るべきである。また、諸外国では、外国人観光客の受け入れを再開する動きも出てきている中、インバウンド需要獲得に乗り遅れることがないよう、入国者の対象拡大も推進されたい。

## **2. 入国制限の緩和・手続きの簡素化**

### **(1) 外国人材の入国者数の拡大と入国措置の大幅な緩和**

足元では、入国者総数が1日3,500人に制限されているが、昨年11月の国際往来再開時の5,000人に戻すとともに、入国手続きや施設待機の簡素化・効率化等を図り、さらなる拡大を図られたい。あわせて、わが国社会経済を支える留学生、特定技能外国人や高度技術者、技能実習生等の入国措置は、諸外国の水際対策を参考に、大胆に緩和すべきである。

### **(2) 入国者の待機期間の短縮**

国内の感染者の待機期間と諸外国の出入国管理体制等を参考に、入国者の待機期間のさらなる短縮を講じられたい。特に、ワクチン接種証明書を有する者に対しては、ドイツやフランスのように待機期間の免除等を検討すべきである。

### **(3) 事業者の準備期間を考慮した早期の対策方針と手続き等の発表**

入国制限を緩和する際は、国内外の事業者の準備期間を考慮し、早期の対策方針の発表と入国手続き等の情報提供の徹底を図られたい。

### **(4) 入国管理手続き等の簡素化・迅速化**

円滑な入国管理や受入れを実現するため、以下に掲げる手続き等を簡素化されたい。

- ①所轄省庁毎の手続きワンストップ化・相談窓口の一元化、電話相談窓口の拡充
- ②アプリ等による申請全体のデジタル化
- ③FAQなど、利用者目線の分かりやすいタイムリーな情報提供
- ④申請書類の簡素化（陰性証明書・ワクチン証明書以外の書類の省略、誓約書の簡素化）
- ⑤行動制限に係る活動計画書の簡素化とビジネスの状況に応じた柔軟な変更等の認可
- ⑥ワクチン接種証明書と陰性証明書による待機期間や公共交通機関の利用制限の撤廃
- ⑦受入れ責任者の対応・行動管理の軽減（受入れ結果報告書の提出の省略）

以上